

あなたの意見で“しらか”は変わります。

審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、一つずつ行動に移していくことが必要です。その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、次の各審議会等委員を募集します。

■問い合わせ 各審議会等の所管部署

◆各審議会等委員について

白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境基本計画に関することなどについて審議する機関です。

▼募集人員 3人

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～4回程度開催される会議などに出席できる方

▼委員報酬 6000円/日

(会議時間が4時間未満の場合
は3000円/日)

▼所管部署 町民課くらし環境係
☎85-6123

白鷹町社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年5回程度の研修・会議などに出席できる方

▼委員報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係
☎85-6146

白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用について、調査審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～3回程度の会議などに出席できる方

▼委員報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係
☎85-6146

白鷹町病院事業等

運営委員会委員

病院事業管理者の諮問に応じ、病院事業等の運営に関して審議

する機関です。

▼募集人員 5人

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方

②病院事業等の経営に関心のある方

③年2～3回程度開催される会議などに出席できる方

▼委員報酬 6000円/日
(会議時間が4時間未満の場合
は3000円/日)

▼所管部署 町立病院事務局
☎85-2155

◆任期

平成28年4月1日から
平成30年3月31日まで

◆共通する応募資格

(1)原則として、白鷹町の他の審議会等の委員でないこと

(2)年間複数回開催される会議などに出席できる方

(3)白鷹町の議員及び職員でないこと

(4)次の基準を満たす方

①納税等(町税、各種負担金、使用料などを含む)の義務を果たしていること

②公民権を有していること

③破産者で復権を得ない者でないこと

④成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと

⑤刑執行中の犯罪歴がないこと

⑥暴力団員等でないこと

◆応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、所管部署に提出してください。詳しい応募要項及び応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

◆応募締切

3月1日(火)(当日消印有効)

◆選考方法

審議会等委員選考審査会で審査のうえ選考します。

◆審査結果

応募者全員に通知します。

◆その他

各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、白鷹町個人情報保護条例第3条第2項の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合(職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合など)は罰則の対象となります。